

いちごデイセンターみのり 重要事項説明書 (指定障がい福祉サービスの共生型生活介護)

1. いちごデイセンターみのり概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	いちごデイセンターみのり	(事業所番号 1810102614 号)
所在地	福井市月見4丁目3-29	
管理者	杉本 吏	
サービスの種類	障がい福祉サービスの共生型生活介護	
主たる対象者	身体障がい者（肢体不自由）	
サービスの定員	50名（通所介護、福井市介護予防・日常生活支援総合事業、共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）の利用者を含む）	
サービス対象地域	福井市小学校区域のうち、旭、足羽、麻生津、上文殊、木田、清水北、順化、清明、日新、春山、東安居、日之出、宝永、松本、湊、豊、明新、文殊、社北、社西、社南、六条、和田地区（50音順）	

(2) サービス内容

個別支援計画	日常生活の状況及びその意向を踏まえて、留意点を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
食事	管理栄養士の立てる献立により、食事の提供、食事の介助を行います。
入浴	ご利用者のご希望及び心身等の状況に応じて入浴の介助又は清拭などを行います。
身体介護	日常生活の活動能力に応じた必要な支援や介護、健康状態の確認を行います。
日中活動	手指等を活用した創作活動を支援します。
余暇活動	季節ごとのレクリエーションを提供します。
生活相談	家庭生活においての介護等の相談を受け付けます。
日常生活動作訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図る為に各種サービスを提供します。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、個別支援計画に基づき居宅を訪問して利用状況を確認し、合意の上で支援を行います。
送迎	ご利用者の希望により、送迎車両にて自宅と事業所間の送迎を行います。

(3) 職員体制

管理者	1名	(常勤兼務・サービス管理責任者)
サービス管理責任者	1名	(常勤兼務・管理者)
看護職員	1. 2名以上	(常勤換算)
介護職員	9. 6名以上	(常勤換算)
機能訓練指導員	1. 2名以上	(常勤換算)
管理栄養士	1名	
調理師	1. 2名以上	(常勤換算)

運転手 1名

事務員 1名

(4) 設備の概要

○ 食堂兼機能訓練室	369.50 m ²	○ 相談室	11.88 m ²
○ 静養室	12.38 m ²	○ 浴室（脱衣室）	101.50 m ²
○ 送迎車	8台		

(5) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (12月31日から1月2日までを除く)
営業時間	午前 8時30分～午後 5時30分
サービス提供時間	午前 8時30分～午後 4時00分

(6) お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

電話番号	0776-33-1541
担当者	杉本 吏（管理者）・他職員

2. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について契約を結び、個別支援計画を作成しサービスの提供を開始します。

(2) サービスの利用解除、および終了

いちごデイセンターのみのり契約書第3条に基づき、サービスの利用を解除することができます。

また、第4条に基づきサービスの利用を終了する事があります。

(3) サービスの変更・追加

福井市が決定した「支給量等」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

※サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

3. サービス提供の記録

事業所では、サービスを提供する際には「サービス提供記録書」等に必要事項を記録します。また、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等についての記録を作成します。

2 事業所では「サービス提供記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付します。

4. 利用者負担額

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

(1) 利用者負担額の上限等について

障がい福祉サービスの利用者負担額は、福井市が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った介護給付費額は、利用者に通知します。

(2) サービス利用分・令和6年6月現在

※福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.18円を乗じた金額の1割が自己負担となります。

共生型生活介護サービス費（I）		（1回利用につき）
		共生型生活介護サービス費（I）
サービス利用単位	697単位	

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

- サービスマネジメント配置等加算 58単位（1日あたり）
- 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位（1日あたり）

従業者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が35%以上の場合に算定します。

- 常勤看護職員等配置加算 15単位（1日あたり）

看護職員を一定数以上配置している場合、上記単位数に看護職員の配置人数を乗じた単位数を算定します。

- 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位（1日あたり）

高次脳機能障害を有する利用者が全体の30%以上で高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を、50:1以上で配置し、かつ、その旨を公表している場合に算定します。

- 初期加算 30単位（1日あたり）

利用開始日から起算して30日以内の期間について算定します。

- 訪問支援特別加算 187単位（1時間未満の場合）
(月2回を限度) 280単位（1時間以上の場合）

継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定します。

- 欠席時対応加算 94単位（1回あたり・月4回まで）

利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定します。

- リハビリテーション加算 (I) 48単位 (1日あたり)
 - (II) 20単位 (1日あたり)

(I) 四肢麻痺その他これに類する状態にある利用者にリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に算定します。

(II) 加算 (I) に該当しない利用者に対し算定します。
- 利用者負担上限額管理加算 150単位 (1回あたり・月1回まで)

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します。
- 食事提供体制加算 30単位 (1日あたり)

当事業所にて食事の提供のための体制を整えており、利用者が当該加算の該当である場合に算定します。該当の有無は利用者に応じて異なりますので、障がい福祉サービス受給者証をご確認下さい。
- 送迎加算 (I) 21単位 (片道につき)
 - (II) 10単位 (片道につき)

(※) 一定の条件を満たす場合 + 28単位
- 入浴支援加算 80単位 (1日)

医療的ケアが必要な者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。
- 吸痰吸引等実施加算 30単位 (1日あたり)

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算 I 上記ご利用単位数合計の8.1%に相当する単位数／月

(3) その他請求分

- 食費 700円 (1日あたり、食事提供体制加算対象外の場合)
- 食材料費 400円 (1日あたり、食事提供体制加算対象の場合)

利用者の希望に応じて上記料金にて食事を提供します。食事提供体制加算の対象の有無によって料金が異なります。
- 日用品費・創作物活動に係る材料・費用等は自費負担となります。

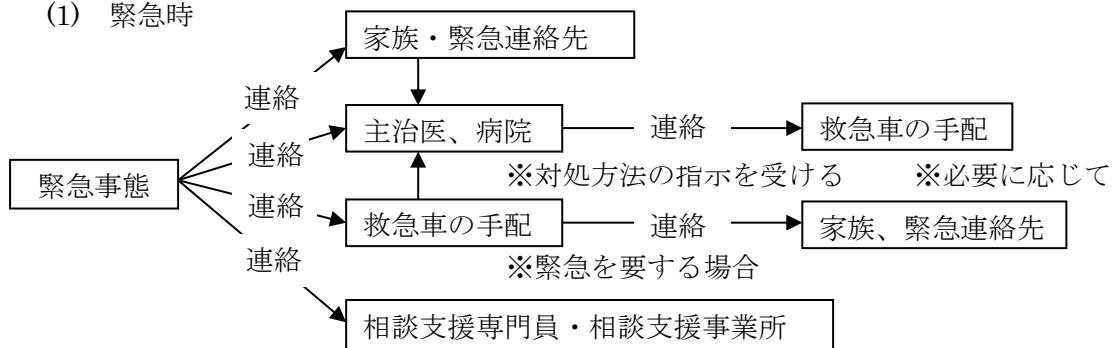
(4) お支払い方法

毎月10日以降に前月分の請求書を発行します。お支払方法は現金または口座引き落としとし、毎月20日頃に引き落としさせていただきます。請求書を利用者様にお渡した日より、1ヶ月以内にお支払いください。

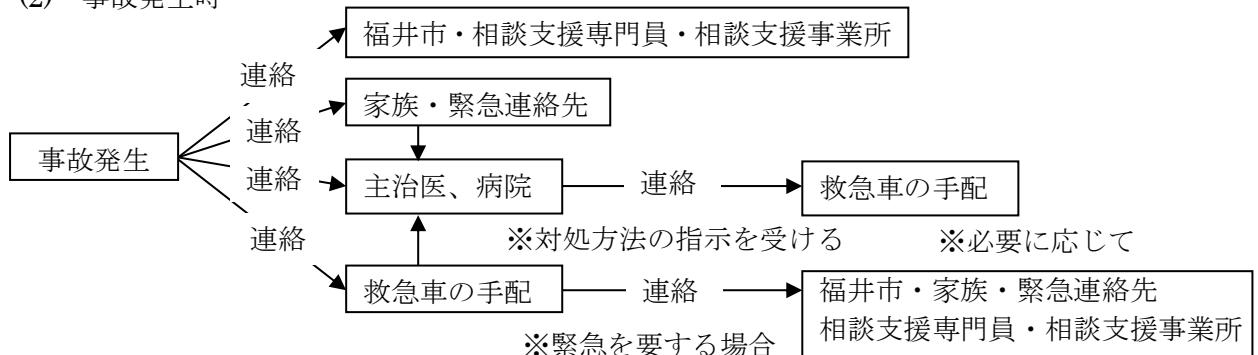
5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、相談支援事業者等へ連絡をいたします。

(1) 緊急時



(2) 事故発生時



主治医	主治医氏名
	電話番号
緊急連絡先	緊急連絡先① (氏名)
	住所・電話番号
	緊急連絡先② (氏名)
	住所・電話番号

6. 非常災害時対策

消防計画に沿って年2回、水防法等における避難確保計画に沿った避難訓練を年1回、利用者の方も参加して実施します。

いちごデイセンターみのり 防火管理者 杉本 吏

7. サービス内容に関する苦情

(1) 受付窓口

いちごデイセンターみのり契約書第13条に基づき、利用者からの苦情及び要望に、当事業所の従業者全員が対応します。窓口での受付は口頭で行いますが、「要望箱」を設置し文書による受付も行います。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情解決責任者 杉本 吏

第三者委員 山内 久子 氏 [連絡先] 0776-36-6961

要望箱設置場所 事務所前

*下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

苦情申立機関	福井市役所 障がい福祉課	TEL 0776-20-5435
	福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1611
	福井県社会福祉協議会（運営適正化委員会）	TEL 0776-24-2347

(2) 苦情に対する措置

事業所では、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、事実関係の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録整備等の必要な措置を講じます。また、改善措置について、苦情申出人に誠意をもって説明を行います。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、第三者委員による苦情内容の確認、解決案の調整・助言、話し合いの結果や改善事項等の確認を行います。

8. 個人情報の取り扱い

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業所は、従業者及び従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- 2 事業所では、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

9. 秘密保持等

- 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とします。

10. ハラスメント防止対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11. 身体拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- 2 事業所は身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じます。
- ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報します。

13. 衛生管理及び感染症対策

- 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 利用者が使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
 - 3 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施。

14. 業務継続計画の策定等

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

16. 当法人の概要

法人種別	医療法人 健康会
代表者役職・氏名	理事長 嶋田 修美
本部所在地・電話番号	福井県福井市西方1丁目2-11 TEL: 0776-21-8008

● 嶋田病院（117床）

【診療科目】リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科・循環器外科・内科・外科・歯科

【病床数】地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床

● いちご在宅支援センター（嶋田病院併設）

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

- ・通所リハ 健康の家

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

- ・嶋田病院訪問リハビリ

【訪問看護・介護予防訪問看護】

- ・いちご訪問看護ステーション

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

- ・いちごショートステイ

【居宅介護支援・介護予防支援事業】

- ・嶋田病院 居宅介護支援センター

● 病院外の介護事業所

【通所介護】

- ・いちごデイセンター福井
- ・いちごデイセンターみのり

【地域密着型通所介護】

- ・いちごライフ

【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】

通所型予防給付相当サービス

- ・いちごライフ
- ・いちごデイセンター福井（福井市及び永平寺町にて実施）
- ・いちごデイセンターみのり

通所型基準緩和（A型）サービス

- ・いちごライフ
- ・I-WILL

短期集中予防サービス

- ・I-WILL

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

- ・和田東いちごデイサービスセンター
- ・いちごデイセンター松岡
- ・いちご月見亭

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

- ・いちご 月見の里
- ・いちご 和えの里

【看護小規模多機能型居宅介護】

- ・いちご日和

【居宅介護支援・介護予防支援事業】

- ・いちごケアプランセンター月見

【障がい福祉サービス・共生型生活介護】

- ・いちごデイセンター福井
- ・いちごデイセンターみのり

【障がい福祉サービス・共生型自立訓練（機能訓練）】

- ・いちごデイセンターみのり